

日韓両国の日韓請求権協定解釈の変遷

弁護士 山本晴太

はじめに

最近韓国の憲法裁判所や大法院において植民地・戦争被害者の問題について積極的な判断が続いたことについて、日本のマスコミでは「日韓請求権協定で『完全かつ最終的に解決』と明文で規定しているにも関わらず、慰安婦や強制徴用労働者の請求権を認める韓国の司法は国家間の合意を無視して問題を蒸し返す民族主義的なものである」との類の論調が優勢である。

たしかに、1965年に締結された日韓請求権協定2条1項は、次のように規定している。

「両締約国は、両締約国及びその国民(法人を含む)の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、1951年9月8日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第4条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。」

しかし、「『完全かつ最終的に解決』と書いてあるから完全かつ最終的に解決済みだ」で済むほど問題は単純ではない。なぜなら、他ならぬ日本政府自身が、「『完全かつ最終的に解決』とは個人の権利の消滅を意味しない」と力説してきた歴史があり、「国家間の合意を無視する」ような解釈の大転換を行ったのも日本政府だからある。

本稿では日韓両国政府の日韓請求権協定解釈の変遷を跡づけ、日韓請求権協定が日本軍「慰安婦」問題、強制動員問題にいかなる意味を持つのか考えることにする。

第1 日本政府の解釈の変遷

1 原爆裁判・シベリア抑留訴訟における国側主張

日韓請求権協定のように、国家間の合意で国家や国民の権利を放棄する条項を請求権放棄条項という。日韓請求権協定に先行するサンフランシスコ平和条約(1951年)には下記の請求権放棄条項がある。

14条(b) この条約に別段の定がある場合を除き、連合国は、連合国のすべての賠償請求権、戦争の遂行中に日本国及びその国民がとつた行動から生じた連合国及びその国民の他の請求権並びに占領の直接軍事費に関する連合国の請求権を放棄する。

19条(a) 日本国は、戦争から生じ、又は戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた連合国及びその国民に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄し、且つ、この条約の効力発生の前に日本国領域におけるいずれかの連合国の軍隊又は当局の存在、職務遂行又は行動から生じたすべての請求権を放

棄する。

また、日ソ共同宣言（1956年）第6項も下記の通り規定していた。

日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、1945年8月9日以来の戦争の結果として生じたそれぞれの国、その団体及び国民のそれぞれ他方の国、その団体及び国民に対するすべての請求権を、相互に放棄する。

これらの条項が国家が条約によって国民の財産権を消滅させる趣旨であるなら、当然に補償の問題が生じることになり、実際に被害者による補償請求訴訟が提起された。サンフランシスコ平和条約については、同条約19条(a)は被爆者のアメリカ合衆国ないしトルーマン大統領に対する損害賠償請求権を日本政府が消滅させたものであるとして広島の実爆被爆者らが米国からの賠償に代わる補償を国に請求した（原爆裁判）。日ソ共同宣言については、同宣言は被害者のソ連政府に対する損害賠償請求権を日本政府が消滅させたものとして、シベリア抑留被害者が国に補償請求した（シベリア抑留訴訟）。

これらの訴訟において被告である国は次のように主張した。¹

（原爆裁判）

「対日平和条約第19条(a)の規定によって、日本国はその国民個人の米国及びトルーマンに対する損害賠償請求権を放棄したことにはならない。

- (1) 国家が個人の国際法上の賠償請求権を基礎として外国と交渉するのは国家の権利であり、この権利が外国との合意によって放棄できることは疑いないが、個人がその本国政府を通じないでこれとは独立して直接に賠償を求める権利は、国家の権利とは異なるから国家が外国との条約によってどういう約束をしようとして、それによって直接これに影響は及ばない。
- (2) 従って対日平和条約第19条(a)にいう「日本国民の権利」は、国民自身の請求権を基礎とする日本国の賠償請求権、すなわちいわゆる外交保護権のみを指すものと解すべきである。…仮にこれ（個人の請求権）を含む趣旨であると解されるとしても、それは放棄できないものを放棄したと記載しているにとどまり、国民自身の請求権はこれによって消滅しない。従って、仮に原告等に請求権があるものとするれば、対日平和条約により放棄されたものではないから、何ら原告等が権利を侵害されたことにはならない。」

（シベリア抑留訴訟）²

¹ 東京地裁 1963年12月7日（下級裁判所民事裁判例集14巻2451頁）

「日ソ共同宣言 6 項 2 文により我が国が放棄した請求権は、我が国自身の有していた請求権及び外交的保護権であり、日本国民が個人として有する請求権を放棄したものではない。ここに外交保護権とは、自国民が外国の領域において外国の国際法違反により受けた損害について、国が相手国の責任を追及する国際法上の権利である。」

要するに日本国は、サンフランシスコ平和条約・日ソ共同宣言の請求権放棄条項によって放棄したのは国家の外交保護権のみであり、被害者個人の米国やソ連に対する損害賠償請求権は消滅していない、したがって、日本国は被害者に対して補償する義務はないと主張したのである。

このように条約による権利の「放棄」とは個人の権利の消滅を意味するものではないという理論の創始者は他ならぬ日本政府だったのである。

2 日韓請求権協定締結時の日本政府の解釈

日韓請求権協定の締結にあたり、日本政府は「請求権協定 1 条の『経済協力の増進』と 2 条の『権利問題の解決』との間には法律的に何の相互関係も存在しないが、請求権協定全体の効果として韓国の対日請求権の問題は解決した」と説明した。すなわち、経済協力資金は韓国民の請求権の対価として支払われたものではなく、それによって補償(賠償)債務が日本政府・国民から韓国政府に移転したものではないことを明らかにしたのである。そして「請求権協定全体の効果として韓国の対日請求権の問題は解決した」とは下記の事情からみて、外交保護権の相互放棄を意味していると考えるのが妥当である。

すなわち、日韓請求権協定の締結にあたって、この協定で放棄されるのは両国の外交保護権であり、個人の権利を消滅させるものではないという認識を日本政府は持っていた。このことは、韓国人被害者の権利問題としてではなく、朝鮮半島に資産を残してきた日本人の問題として語られた。日韓会談の交渉担当官であった外務事務官谷田正躬は、請求権協定で放棄したのは外交保護権にすぎないから、日本政府が朝鮮半島に資産を残してきた日本人に対して補償責任を負うものではないと解説した。³朝鮮半島に資産を残してきた日本人の権利について日本政府が放棄したのが外交保護権に過ぎないなら、韓国人被害者個人の権利について韓国政府が放棄したのも外交保護権に過ぎず、個人の権利は存続していると解釈するのが当然の論理的帰結である。日本政府は当時から実際にはこのような法的解釈を採用していたが、政治的には「日

² 国立国会図書館「調査と情報」230号

³ 「時の法令」別冊 1966年3月10日

韓請求権協定で完全に解決済み」との見解を繰り返し表明した。

例えば 1962 年と 1963 年に観光目的などで一時入国した在韓被爆者に被爆者健康手帳を交付した例があるにも関わらず、日韓請求権協定締結後の 1968 年に来日した
在韓被爆者には手帳交付を拒否した事実がある⁴。しかし仮に韓国政府が在韓被爆者
に関する外交保護権を放棄したとしても、個々の被爆者に対して原爆医療法の適用を
拒否する法的根拠とはなり得ない。実際に、その後在韓被爆者により提起された多数
の訴訟の中で国が日韓請求権協定による解決済論を主張したことは一度もなく、上記
の手帳交付拒否は一種の政治的デモンストレーションに過ぎないことが明らかになっ
た。

3 日韓請求権協定と財産権措置法

日韓請求権協定と同年に「大韓民国等の財産権に関する措置法」（以下「財産権措
置法」という）が制定された。同法 1 項は次のように規定している。

次に掲げる大韓民国又はその国民（法人を含む。以下同じ。）の財産権であつて、
財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国と
の間の協定第二条 3 の財産、権利及び利益に該当するものは、次項の規定の適用
があるものを除き、昭和四十年六月二十二日において消滅したものとする。ただ
し、同日において第三者の権利（同条 3 の財産、権利及び利益に該当するものを
除く。）の目的となつていたものは、その権利の行使に必要な限りにおいて消滅し
ないものとする。

- 一 日本国又はその国民に対する債権
- 二 担保権であつて、日本国又はその国民の有する物（証券に化体される権利を
含む。次項において同じ。）又は債権を目的とするもの

すなわち、この法律は日韓請求権協定で「完全かつ最終的に解決」した「財産、権利
及び利益並びに…請求権」のうち「財産、権利及び利益」を消滅させるというものであ
る。同法案国会上程時の答弁資料⁵は「大韓民国及びその国民の実体的権利をどのよう
に処理するかについて、国内法を制定して同条（日韓請求権協定第二条）3 にいう措置
を執ることが必要になったのである」と説明しており、同法にいう「消滅」とは実体的
権利そのものの消滅の趣旨と解し、実務上そのように運用されてきた。例えば、企業が
供託した徴用工の未払賃金について、日韓請求権協定の適用を受ける（すなわち在韓の）
韓国人が返還請求をすると、財産権措置法により返還請求権が消滅したとして拒否する

⁴ 市場淳子「ヒロシマを持ちかえった人々」

⁵ 小林久次氏が国立公文書館つくば分館で発見した「国内法関係(想定問答他)40.7～40.10」と題する文書

扱いになっている⁶。同法は日本に存在する韓国人の「財産・権利及び利益」を一切の補償なく消滅させるものであって憲法上重大な問題があるが、最高裁は繰り返し同法は合憲であると判示しており⁷、請求が「財産・権利及び利益」に該当する場合、日本の司法機関による救済は事実上不可能である。

一方で、この法律の存在は日韓請求権協定の「完全かつ最終的に解決」とは個人の実体的権利の消滅を意味するものではないということを裏付けている。仮に日韓請求権協定により個人の实体的権利が消滅したのであれば、財産権措置法は日韓請求権協定により消滅した権利を重ねて消滅させる法律ということになり、その立法趣旨が理解不能となるからである（後出の韓国大法院判決もこの点を指摘している）。

そして、前記のように、財産権措置法は日韓請求権協定にいう「財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権」のうち「財産、権利及び利益」だけを消滅させ、「請求権」は消滅させなかった。日韓請求権協定の「完全かつ最終的に解決」が個人の实体的権利の消滅を意味するものではなく、「請求権」は財産権措置法による消滅も免れたとすれば、「請求権」は実体的権利としては生き続けていることになる。そこで、両者の区別が問題となるが、日本政府は「財産・権利及び利益」とは協定当時すでに実体的な権利として確定していたもの、「請求権」とは確定判決に至らない損害賠償請求権のように当時未確定であったものをいうと解している。

例えば、[1993年5月26日衆議院予算委員会](#)において丹波寛外務省条約局長は次のように答弁した。

「…御承知のとおり、この第二条の三項におきまして、一方の締約国が財産、権利及び利益、それから請求権に対してとった措置につきましては、他方の締約国はいかなる主張もしないというふうな規定がございまして、これを受けまして日本で法律をつくりまして、存在している実体的な権利を消滅させたわけがございすけれども、まさにこの法律が対象としておりますのは、既に実体的に存在しておる財産、権利及び利益だけである。

…例えばAとBとの間に争いがあるって、AがBに殴られた、したがってAがBに対して賠償しろと言っている、そういう間は、それはAのBに対する請求権であろうと思うのです。しかし、いよいよ裁判所に行って、裁判所の判決として、やはりBはAに対して債務を持つておるといふ確定判決が出たときに、その請求権は初めて実体的な権利になる、こういう関係でございす。」

⁶ 東京地裁 2004 年 10 月 15 日判決等。すなわち在韓韓国人に関する供託金は返還請求があれば拒否するために保管していることになるが、請求権協定の適用を受けない北朝鮮在住者、在日韓国人等からの返還請求に備えて保管自体は継続しているのであろう。

⁷ 最高裁 2001 年 11 月 22 日判決（判タ 1080 号 81 頁、判時 1771 号 83 頁）、同 2004 年 11 月 29 日判決（判タ 1170 号 144 頁、判時 1879 号 58 頁）等

これに従えば、当時すでに金額が確定していた未払賃金や供託金返還請求権などは「財産・権利及び利益」であって財産権措置法により消滅したとしても、大部分の戦後補償訴訟は「請求権」に属する慰謝料等の損害賠償や未確定の未払賃金を請求するものであり、日韓請求権協定や財産権措置法は請求の障碍とならないことになる。⁸

上記の丹羽答弁は決して答弁者が口を滑らせたものでも、韓国人戦争被害者の権利保護に配慮したものでもない。在日韓国人に対する適用除外を定める日韓請求権協定第2条2(a)の解釈上、日本政府としては「請求権」を広く解する必要があるのである。

日韓請求権協定第2条2(a)の規定は次のとおりである。

- 2 この条の規定は、次のもの（この協定の署名の日までにそれぞれの締約国が執つた特別の措置の対象となつたものを除く。）に影響を及ぼすものではない。
 - (a) 一方の締約国の国民で千九百四十七年八月十五日からこの協定の署名の日までの間に他方の締約国に居住したことがあるものの財産、権利及び利益

このように、在日韓国人の「財産・権利及び利益」を日韓請求権協定の適用対象外としているが、文言上「請求権」は対象外としていない。文言通りに理解すると、在日韓国人の「請求権」については韓国政府が外交保護権を放棄し、「財産・権利及び利益」については外交保護権を放棄していないことになる。そうすると、「請求権」の範囲を広く解するほど在日韓国人の年金・援護法適用等の未解決問題について韓国政府からの要求(外交保護権の行使)を回避することができる。そのために日本政府としては「請求権」を広く解する解釈をとる必要があるのである。

実際に在日韓国人戦傷者の障害年金請求訴訟においてこの点が問題になった。軍人・軍属として動員された韓国人らは日本国民として戦地に赴き障害を負ったが、戦後は援護法附則の戸籍条項（「戸籍法の適用を受けない者⁹については、当分の間この法律を適用しない」）により障害年金の対象から除外された。1990年代に在日韓国人戦傷者から数件の年金請求訴訟が提起され、原告らは上記の戸籍条項は将来の外交交渉によって解決されることを予定して設けられたものであるから、日韓請求権協定の対象から在日韓国人が除外され、外交交渉による解決の可能性がなくなった時点で「当分の間」は終了し、戸籍条項は無効となったと主張した。これに対して被告の国は、「日韓請求権協定第2条2(a)で除外されたのは在日韓国人の『財産・権利及び利益』であり『請求権』ではない。原告等の年金請求権は援護法に規定されていないので法律的根拠がない『請求権』であるから、日韓請求権協定の適用を受け、韓国政

⁸ したがって、二国間条約の請求権放棄条項が戦争被害者の損害賠償請求権にいかなる影響を与えるかを考察する場合に、韓国の被害者の損害賠償請求権等のうち「請求権」に該当する部分については、財産権措置法のような立法のない中国や東南アジア等の被害者の問題と平行に考えることができる。

⁹ 朝鮮半島、台湾出身者を意味する

府が外交保護権を放棄することによって解決した」と主張したのである。¹⁰

なお韓国政府は、上記の解釈を否定し、在日韓国人戦傷者の補償請求権は「財産、権利及び利益」に該当し、日韓請求権協定の対象外であると主張している。¹¹

以上のように、日本政府としては日本国民からの補償請求を避けるためには「完全かつ最終的に解決」とは実体的権利消滅ではなく外交保護権放棄に過ぎないと解する必要がある、在日韓国人戦争被害者への補償責任について韓国政府からの要求を回避するためには在日韓国人についての日韓請求権協定の対象除外に含まれなかった「請求権」を韓国政府と対立してでも広く解する必要があったのである。この結果、皮肉にも（在韓）韓国人被害者の幅広い権利が日韓請求権協定でも消滅せず、財産権措置法による消滅の対象外となったのである。

4 1990年代の国会答弁

韓国人被害者による提訴が始まった1990年代前半、ようやく韓国人被害者の賠償請求権と日韓請求権協定の関係が国会で取り上げられるようになった。

まず、[1991年3月26日参議院内閣委員会](#)において、シベリア抑留問題について、次のような高島有終外務大臣官房審議官答弁が行われた。

「…日ソ共同宣言第6項におきます請求権の放棄という点は、国家自身の請求権及び国家が自動的に持つておると考えられております外交保護権の放棄ということでございます。したがいまして、御指摘のように我が国国民個人からソ連またはその国民に対する請求権までも放棄したものではないというふうに考えております。

…個人が請求権を行使するというところでございますならば、それはあくまでソ連の国内法上の制度に従った請求権を行使する、こういうことにならざるを得ないと考えます。」

上記の答弁は事実上「外交保護権を放棄した以上政府は何もできない、ソ連に賠償を請求したければソ連で裁判をすればよい。」というシベリア抑留被害者を突き放した趣旨の答弁であった。しかし、続いて[同年8月27日の参議院予算委員会](#)において、まさに日本の国内法の手続に従って訴訟を提起している韓国人被害者についての質問を受けると、前記の日ソ共同宣言に関する答弁と矛盾する答弁をする訳にもいかず、

¹⁰ 大阪地裁 1991年1月31日判決（鄭商根一審判決、判タ901号84頁）東京地裁 1992年8月13日判決（陳石一・石成基一審判決、判タ855号161頁）等参照

¹¹ 東京高裁 1998年9月29日判決（判時1659号35頁）。本件原告及び研究者の大韓民国外務部に対する照会及びこれに対する大韓民国外務部の回答書を根拠に韓国政府の解釈について事実認定している。（この点は本件の担当弁護士である在間秀和弁護士のご教示による）

次のような答弁が行われた。

「(外務省柳井俊二条約局長) …日韓請求権協定におきまして両国間の請求権の問題は最終かつ完全に解決したわけでございます。その意味するところでございますけれども…これは日韓両国が国家として持っております外交保護権を相互に放棄したということでございます。したがって、いわゆる個人の請求権そのものを国内法的な意味で消滅させたというものではございません。」

その後類似の趣旨の答弁が繰り返され¹²、次のように具体的な個人の請求権の存否は裁判所が判断するとの見解も示された

「我が国としては、この協定上外交保護権を放棄した、そして関係者の方々が訴えを提起される地位までも否定したのではないということを申し上げたわけですが、しからば、その訴えに含まれておりますところの慰謝料請求等の請求が我が国の法律に照らして実体的な根拠があるかないかということにつきましては、これは裁判所でご判断になることだと存じます」(1992年3月9日柳井条約局長)

「訴権だけというふうに、申し上げていることではないと存じます。それは、訴えた場合に、それらの訴訟が認められるかどうかという問題まで当然裁判所は判断されるものと考えております」(同日 工藤政府委員)

そして、「外務省調査月報」1994年度No.1にも次のように明記されている。¹³

『国家が国民の請求権を放棄する』という文言の意味は、…国内法上の個人の請求権自体を放棄するものではなく、国際法上、国家が自国民の請求権につき国家として有する外交保護権を放棄するものであるとの解釈も、日本政府がこれまで一貫して取ってきているところである。」

上記のような解釈にしたがい、1990年以来(在韓)韓国人被害者が提訴した数十件の戦後補償訴訟において、1999年までの10年間、国側が「請求権」について日韓請求権協定で解決済みとの抗弁を主張した例は一件もなく、日韓請求権協定が争点になることはなかった。ただ、前記のように在日韓国人戦傷者による障害年金請求訴訟に

¹² [1991年12月13日参議院予算委員会](#)、[1992年2月26日衆議院外務委員会](#)、[1992年3月9日衆議院予算委員会](#)における柳井俊二条約局長答弁、[1992年4月7日参議院内閣委員会](#)における加藤紘一外務大臣答弁等

¹³ この「外務省調査月報」について、最近になって発見又は公開された文献であるとの誤解があるようだが(例えば「강제동원을 말한다」도서출판 선인 2015 所載の呉日煥論文等)、これは国立図書館「調査と情報」230号で存在が指摘され、2000年代に多数の戦後補償裁判で原告側書証として提出された周知の文献である。

において国側が日韓請求権協定に関する主張をしたが、それは在日韓国人戦傷者の年金請求権は日韓請求権協定の対象から除外されたのではないとの趣旨の主張であり、そのことによって原告の請求権が消滅又は行使不能になったとの抗弁として主張されたのではない。そして、その際に日韓請求権協定の対象から除外されなかったことの意味について国は「韓国政府が外交保護権を放棄した」ものであると明言しているのである。¹⁴

5 日本政府の解釈の大転換

ところが、時効や国家無答責等の争点について企業や国に対して不利な判断をする裁判例が現れはじめ、アメリカのカリフォルニア州が韓国の強制動員被害者の日本企業に対する訴訟の管轄を認めると、この訴訟に対する 2000 年 10 月の日本政府意見書¹⁵を契機として日本政府は解釈を変更し、韓国人被害者を含むあらゆる戦後補償訴訟において、条約（サンフランシスコ平和条約、日韓請求権協定、日中共同声明）により解決済みの主張を行うようになった。当初は、ある訴訟においては実体的権利が消滅したと主張し、他の訴訟においては訴訟による請求が不可能になった主張するなど、「解決済み」の法的説明は各訴訟において微妙に異なっていた。¹⁶

しかし、いずれにせよ、日本人被害者から補償請求を受けていた局面では「条約により放棄したのは外交保護権にすぎず、被害者は加害国の国内手続により請求する道が残っているので日本国には補償責任がない」と主張し、外国人被害者から賠償請求を受けると「条約により日本の国内手続で請求することは不可能になったので日本国には賠償責任がない」と主張を翻したのである。国は訴訟の中で、請求権放棄条項により解決済との新主張は従前の主張と矛盾するものではないと説明し、国会でも海老原条約局長が同旨の答弁をしている（[2001年3月22日参議院外交防衛委員会](#)）。しかし、1990年から10年間にわたり請求権放棄の抗弁を主張しなかったという事実、前記の在日韓国人戦傷者の障害年金請求訴訟において、在日韓国人戦傷者の障害年金請求権は日韓請求権協定の適用対象であるとしながら、その効果は外交保護権の放棄であると明言し、裁判上の請求が不可能になったとの抗弁として主張しなかった事実等からみて、明らかに従来主張を翻した「二枚舌」であった。

6 国の新主張に対する下級裁判所の判断

¹⁴ 前出大阪地裁 1991 年 1 月 31 日判決、東京地裁 1992 年 8 月 13 日判決

¹⁵ 2000 年 11 月 17 日付「サンフランシスコ平和条約の非締結国の国民による日本企業に対する訴訟に関する日本政府の見解」（英文） 請求権放棄条項の法的意味についての言及はなく、外交交渉と 2 国間条約により解決または解決されつつある問題であるとして、合衆国裁判所の管轄に反対する趣旨である。

¹⁶ 例えば関釜裁判控訴審(2000年11月2日付準備書面)では「日韓請求権協定によって放棄されたのは外交保護権だが、韓国人の「請求権」は外交保護権によってしか実現しない権利なので、もはや請求が容れられる余地はない。」、浮島丸訴訟控訴審(2001年10月23日付準備書面)では「韓国国民の『財産、権利及び利益』は日本の国内法（措置法）によって消滅させられ、『請求権』は日韓請求権協定の直接適用により消滅した。」と主張した。

(1) サンフランシスコ平和条約について

オランダ人元捕虜を原告とする訴訟において[東京高裁2001年10月11日判決](#)(判タ1072号88頁、判時1769号61頁)は国の新主張をそのまま受け容れた。ただし、同判決はサンフランシスコ平和条約締結過程においてオランダ代表と日本代表の間に条約の私権に対する効果について非公開の交渉があったことを理由として国の新主張を認めたものである。したがって、この交渉の存在自体を知らなかった他の締約国や条約に参加していない中国や韓国のケースに直ちに適用できる理由づけではなかった。

(2) 日韓請求権協定について

韓国人被害者に関する訴訟では国の新主張に対する下級審の判断は三様に分かれた。

[広島高裁2001年3月29日判決](#)(関釜裁判、判タ1081号91頁、判時1159号42頁)は一審の一部認容判決を取り消した判決であったが、この争点については国の新主張を完全に否定し、被害者個人が財産権措置法により消滅したものを除く実体的権利を行使することは外交保護権の存否にかかわらず許容され、当該請求権についての法律的根拠の有無は当該受訴裁判所において個別具体的に判断すべきであるとした。

[東京高裁2003年7月22日判決](#)(アジア太平洋戦争韓国人犠牲者訴訟、判時1843号32頁)、[広島高裁2005年1月19日判決](#)(三菱広島元徴用工被爆者訴訟、判タ1217号157頁、判時1903号23頁)、[東京地裁2006年5月25日判決](#)(韓国人元軍人軍属靖国合祀絶止等訴訟 判タ1212号189頁)は国の主張を変容して日韓請求権協定の「財産・権利及び利益」を拡張し、従来「請求権」として財産権措置法の対象外とされていた慰謝料請求権まで「財産・権利及び利益」であり財産権措置法で消滅したとした。このような解釈は国に好都合ではあるが、在日韓国人の問題について韓国政府と対立しつつ「請求権」を広く解してきた日本政府の解釈と明らかに矛盾するものであり、日本政府としては採用困難な解釈であった。

[2005年2月24日名古屋地裁判決](#)(三菱名古屋朝鮮女子勤労挺身隊訴訟、判タ1210号186頁、判時1931号70頁)は国の新主張をほぼそのまま受け容れ、慰謝料は「請求権」であって財産権措置法では消滅していないという従来解釈を維持しつつ、日韓請求権協定により「請求権」についても主張できなくなったとした。

上記のうち関釜裁判は2003年3月25日に一審原告側上告が形式的理由で棄却され、最高裁が国の新主張について判断することはなかった。アジア太平洋戦争韓国人犠牲者訴訟も[最高裁2004年11月29日判決](#)によって一審原告側上告が棄却されたが、最高裁は財産権措置法の合憲性を判示したのみで、日韓請求権協定の効果や「財産・権利及び利益」と「請求権」の異同の問題については判断しなかった。

その他の事件が高裁・最高裁係属中に中国人被害者に関する後記の2007年4月

27 日最高裁判決が行われ、結局国の新主張に対する最高裁の判断は中国人被害者の事件で示されることになった。

(3) 日中共同声明について

当時中国人被害者の多数の事件が係属中であつたが、中国はサンフランシスコ平和条約に参加していないばかりか、1972 年の日中共同声明第 5 条は「中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する。」との文言であり、「放棄する」に対応する主語は「中華人民共和国政府」であつて「中国国民」ではなく、従前これがサンフランシスコ平和条約や日韓請求権協定と同じ趣旨の請求権放棄条項であるとは理解されていなかった。そこで国は、1952 年に台湾の中華民国政府と締結した日華平和条約により中国人被害者の請求権は放棄されたと主張した。同条約第 11 条に「この条約及びこれを補足する文書に別段の定めがある場合を除く外、日本国と中華民国との間に戦争状態の存在の結果として生じた問題は、サン・フランシスコ条約の相当規定に従つて解決するものとする」との条項があり、日華平和条約もサンフランシスコ平和条約 14 条(b)の請求権放棄条項を受け継いだというのである。しかし仮に日華平和条約がサンフランシスコ平和条約の請求権放棄条項を受け継いだとしても、日華平和条約には適用範囲について「中華民国政府の支配下に現にあり、又は今後入るすべての領域に適用がある」との交換公文があり、中国大陸に継続して居住してきた被害者らに適用される余地はないはずである。これに対し国は「請求権の放棄は戦争終結に伴うものであり、戦争終結は国家として行う一度限りの処分行為であるから、交換公文にかかわらず、国家としての中国に属するすべての原告に適用がある」という晦渋な理論を編み出してサンフランシスコ平和条約と中国人原告を結び付けようとしたのである。¹⁷しかし、いかにも牽強付会なこの理論は裁判所の受け入れるところとならず、これを否定する下級審判決が続出した。¹⁸その中で唯一[東京高裁 2005 年 3 月 18 日判決](#)（中国人「慰安婦」二次訴訟）のみが、国の主張を超えて日中共同声明により個人の実体的権利も消滅したと判示した。

7 2007 年 4 月 27 日最高裁判決

2007 年 4 月 27 日、最高裁の第 1、第 2 小法廷は前記の中国人「慰安婦」事件と西松建設中国人強制連行・強制労働訴訟について同時にほとんど同文の判決を出し、日

¹⁷日華平和条約により中国人被害者の請求権が放棄されたとの国の主張の大枠は浅田正彦「日華平和条約と国際法」（法学論叢 147 巻 4 号～156 巻 2 号）に依拠している。この論文は、中国という国家との間の戦争終結と賠償問題は性格上交換公文の適用を受けず、日華平和条約により解決し、日中共同声明で中華人民共和国がこれを追認したことにより中華人民共和国政府への対抗力を得たとの趣旨である。

¹⁸ [福岡地裁 2002 年 4 月 26 日判決](#)（中国人強制連行福岡一次訴訟、判タ 1098 号 267 頁、判時 1809 号 111 頁）、[東京地裁 2003 年 4 月 24 日判決](#)（山西省性暴力被害者訴訟、判タ 1127 号 281 頁、判時 1823 号 61 頁）、[新潟地裁 2004 年 3 月 6 日判決](#)（中国人強制連行新潟訴訟）、東京高裁 2004 年 12 月 15 日判決（中国人「慰安婦」一次訴訟）

中共同声明により原告らの請求権は行使できなくなったとして被害者らの請求を棄却した（[2007年4月27日最高裁判決](#)、判タ 1240 号 121 頁、判時 1969 号 28 頁）。

ただし最高裁は、交換公文の存在する日華平和条約が中国大陸在住の原告らには適用されるかについては疑問があるとして、国の主張する日華平和条約により請求権が放棄されたという法律構成は認めず、独自の「サンフランシスコ平和条約の枠組み」論を展開した。これは、個人の請求権について事後的個別的な民事裁判上の権利行使をもって解決するという処理にゆだねたならば、将来どちらの国家又は国民に対しても平和条約締結時には予測困難な過大な負担を負わせ混乱を生じさせることとなるおそれがあり、平和条約の目的達成の妨げとなるので、個人の請求権について民事裁判上の権利行使することはできないことにするというのが「サンフランシスコ平和条約の枠組み」であり、日中共同声明もこの枠組みの中にあるため、同声明で中国は中国国民個人の請求権をも放棄したというものである。

しかし、サンフランシスコ平和条約には「個人の請求権について民事裁判上の権利行使することはできないことにする」などという文言は存在せず、同判決はこの「枠組み」を立法者（締結者）意思解釈として導いている。「個人の請求権について民事裁判上の権利行使することはできないものとする」という「枠組み」の成立についてこの判決が提示する唯一の事実的根拠は前述したオランダ代表と日本代表の非公開交渉及びその決着の経緯である。

この非公開交渉の経緯は次のとおりである。

①オランダ代表が平和条約はオランダ国民の私権を消滅させるものではなく、オランダ国民は日本国又は国民を訴求することができるがオランダ政府はこれに関与できなくなるに過ぎないことの確認を求め、

②これに対し、日本政府は「この条約によりオランダ国民の日本国及び日本国民に対する債権は消滅しないが、日本政府又は日本国民に対して追及して行くことができなくなる」との見解を述べ、

③アメリカのダレス代表が「救済なき権利か、よくあることだ」と日本政府の見解に賛同したが、

④オランダ政府は日本政府の上記見解に同意せず、

⑤交渉の末、オランダ代表が議場においてインドネシアで日本軍に抑留された一般文民に対する補償について希望を述べ、日本代表は②の見解を述べるとともにオランダ代表の要望した問題を認めその解決をはかることとなった。¹⁹

おそらく「枠組み」論は上記②の日本代表の見解に発想を得たものであろうが、この日蘭交渉の決着はいわゆる「玉虫色」の政治的処理であり、②の見解についてオラ

¹⁹ 東京高裁 2001 年 10 月 11 日判決（判タ 1072 号 88 頁、判時 1769 号 61 頁）

ンダ代表と合意したものでなく、まして非公開交渉の存在を知らなかったその他の締約国との合意ではない。しかも②の見解を述べたという日本政府は、前述のように1960年代前半の原爆裁判では国家が外国との条約によってどういう約束をしようとそれによって個人の請求権には影響が及ばないと主張し、1991年にはシベリア抑留者個人の請求権についてソ連で民事裁判上の請求が可能であることを前提とした国会答弁を行い、さらに1992年には日韓請求権協定について、慰謝料請求等の請求に実体的な根拠があるか否かは裁判所が判断すると答弁し、1990年代の在日韓国人戦傷者の障害年金請求訴訟では、在日韓国人の障害年金請求権が日韓請求権協定の対象であるとしながら、それを請求棄却の理由としては主張せず、韓国人被害者を原告とする数多くの訴訟において2000年までは一回も日韓請求権協定を根拠に(「請求権」について)請求棄却を求めたことがないのである。そうすると、国自身がサンフランシスコ平和条約が「個人の請求権について民事裁判上の権利行使することはできないことにする」趣旨のものであると理解してこなかったことは明白であり、この本判決の立法者(締結者)意思解釈は歴史的事実に反するフィクションに過ぎないものである。

以上のように、この判決のいう「枠組み」について締結国間の合意があったとはとうてい言い得ないが、仮にこれがあったとしても、それをサンフランシスコ平和条約に参加していない中国や韓国の被害者に適用することは更に説明困難である。この判決は国の主張やそれが依拠した学説²⁰の日華平和条約を媒介とする牽強付会な法律構成を交換公文の存在などを理由に否定した。しかし、この判決はそれに代わる法律構成を提示できなかった。この判決が「枠組み」をサンフランシスコ平和条約締結国以外に適用する理由を説いた部分は次のとおりである。

「この枠組みは、連合国48か国との間で締結されこれによって日本国が独立を回復したというサンフランシスコ平和条約の重要性にかんがみ、日本国がサンフランシスコ平和条約の当事国以外の国や地域との間で平和条約等を締結して戦後処理をするに当たっても、その枠組みとなるべきものであった」

つまり、日蘭非公開交渉の際の日本代表意見に端を発する「枠組み」がサンフランシスコ平和条約締結国のみならず、非締約国にもその効果が及び、後に締結した二国間条約の内容を拘束し、数千万の戦争被害者から民事訴訟による解決権能を奪うという法的効果を有することの理由は「サンフランシスコ平和条約は重要だから」としか述べられていないのである。これは、とうてい「法律構成」と呼べるものではない。この判決は法的説明を放棄したものであるというほかはない。

しかし、原告らの請求を棄却するという前提に立って裁判所がその理由づけを考えて行ったらとすれば、この判決の文脈は非常に理解しやすい。当時、原告らの請求を棄

²⁰ 前記浅田論文

却する理由づけとして有り得たのは国家無答責、時効・除斥期間、請求権放棄であった。このうち国家は不法行為について賠償責任を負わないという国家無答責は大日本帝国憲法下の解釈理論であり、それを現憲法下で継承することに無理がある上、国家無答責では企業に対する請求を棄却できない。時効・除斥期間の信義則による適用除外を狭く解釈すれば原告らの請求を容易に棄却することができるが、戦後補償以外の案件も時効・除斥期間で棄却せざるをえなくなり、裁判所の裁量権を狭める結果となる。その点請求権放棄を理由とすれば戦後補償以外の案件に影響をあたえず、国に対する請求も企業に対する請求も棄却することができる。しかし、請求権放棄条項についての国の以前の解釈（外交保護権放棄説）と矛盾する点、日中共同声明が文言上中国国民の請求権を放棄したものと読めないことなどの問題点がある。このような苦心の末、全ての外国人戦争被害者の請求を棄却することができ、国の従前の見解とできるだけ矛盾せず、他の事件の処理に影響を与えない理由づけとして生み出されたのがこの判決の論理なのである。²¹このような論理を作出するためには法的説明を放棄するしかなかったのである。

ともあれ、上記の最高裁判決以降、中国人被害者を原告とする全ての訴訟は日中共同声明を理由に棄却されることになった。²²そして、文言上「国民が」放棄したと記載されていない日中共同声明によって中国国民の請求権が行使できなくなったとする以上、「国民の」の文言のある日韓請求権協定によって韓国国民の請求権が行使できなくなったとするのが当然の論理的帰結であった。そのため、財産権措置法によっては消滅しなかった韓国人被害者の「請求権」も日韓請求権協定により裁判上の請求ができなくなったとして請求が棄却されることになった。²³こうして日本の法廷で外国人戦争被害者の権利回復を実現することは不可能になったのである。

ただし、この最高裁判決は国の従前の解釈との矛盾をできるだけ軽減するため、「ここでいう請求権の『放棄』とは、請求権を実体的に消滅させることまでを意味するものではなく、当該請求権に基づいて裁判上訴求する権能を失わせるにとどまるものと解するのが相当である。したがって個別具体的な請求権について、その内容等に

²¹ 最高裁調査官や東京地方裁判所裁判官を歴任したのちに退官した瀬木比呂志が2014年に公にした「絶望の裁判所」に、「東京地裁の多数の部で審理が行われている同種憲法訴訟について」、「裁判長たちが秘密裏に継続的な会合をもち、却下ないし棄却を暗黙の前提として審理の進め方等について相談を行った」との記載がある。著者の東京地裁在任期間などからみて見てここという「同種憲法訴訟」とは2000年代の中国人被害者による戦後補償訴訟であったと思われる。推測ではあるが、「国家無答責」「時効・除斥期間」「請求権放棄」の三論点のうちどれによって棄却するかについて相談をしたのではなからうか。

²² [札幌高裁 2007年6月28日判決](#)（中国人強制連行北海道訴訟）、[前橋地裁 2007年8月29日判決](#)・[東京高裁 2010年2月17日判決](#)（いずれも中国人強制連行群馬訴訟）、[山形地裁 2008年2月12日判決](#)・[仙台高裁 2009年11月20日判決](#)（いずれも中国人強制連行山形訴訟）、[東京高裁 2009年3月26日判決](#)（海南島性暴力訴訟）、[金沢地裁 2008年10月31日判決](#)・[名古屋高裁金沢支部 2010年3月10日判決](#)（いずれも中国人強制連行七尾訴訟）、[福岡高裁宮崎支部 2009年3月27日判決](#)（中国人強制連行宮崎訴訟）、[東京地裁 2015年2月25日判決](#)（重慶大爆撃被害者訴訟）

²³ [名古屋高裁 2007年5月31日判決](#)（三菱名古屋朝鮮女子勤労挺身隊訴訟、判タ1210号186頁）、判時1894号44頁）、[富山地裁 2007年9月19日判決](#)・[名古屋高裁金沢支部 2010年3月8日判決](#)（いずれも不二越勤労挺身隊二次訴訟）

かんがみ、債務者側において任意の自発的な対応をすることは妨げられない。」と判示した。「サンフランシスコ平和条約の枠組み」の効果は個別的な民事裁判上の権利行使を許さないことにとどまり、個人の実体的な請求権は存続しているというのである。²⁴上記最高裁判決の当事者であった元原告らはこの判決を手掛かりとして西松建設と和解を成立させた。²⁵

8 現在の日本政府の解釈

上記の最高裁判決後も日本政府は「日韓請求権協定により解決済み」との政治的発言を繰り返している。しかし政府は憲法上当然に最高裁の判断に拘束されるのであり、実際に最高裁判決後の韓国人被害者に関する訴訟においても国は裁判上の権能が失われたという最高裁判決の論理を援用している。

例えば不二越二次訴訟一審において国は次のように主張している。

「原告らが上記各請求権に基づく請求をしても、日本国及びその国民はこれに応ずる法的義務はない。ここで、法的義務がないというのは国内法的に消滅したという意味ではなく、韓国国民が「請求権」をどのように法的に構成して、日本国及びその国民にたいして請求しても、日本国及びその国民は、これに応ずる法的義務がないという意味である。」²⁶

したがって繰り返される政治的発言にもかかわらず日本政府も法律解釈としては被害者の実体的権利の存在は認めていることになる。そうすると、現在の日本政府の日韓請求権協定解釈は下記の通りである。

ア 「財産・権利・利益」は財産権措置法で消滅した。

イ 「請求権」は実体的権利としては消滅していないが、請求権協定により裁判上訴求する権能が失われ、韓国政府は外交保護権を放棄した。

第2 韓国政府の解釈の変遷

一方、韓国政府の日韓請求権協定解釈も下記のように変遷した。

1 ～1980年代

日韓請求権協定締結の交渉過程において1952年に韓国側から八項目の対日請求要綱が提出されたが、それには「被徴用韓人未収金」が含まれていた。また、日本が被

²⁴ 一種の付言判決であるが、これは単なる附言以上の効果をもたらすことになる。例えば、上場企業が被害者からの損害賠償請求に自主的に応じたとしても、実体的権利が存在する以上、請求に応じた取締役は株主から責任追及を免れることになる。

²⁵ [東京簡裁 2009年10月23日即決和解](#) 和解条項において本最高裁判決を引用した上で、西松建設が「深甚なる謝罪の意を表明」し、360人の犠牲者への補償、記念碑建立、慰霊事業等の費用として2億5000万円を事業主体である自由人権協会に信託した。

²⁶ 富山地裁 2007年9月19日判決

害者個人に対して直接に個人補償すると提案したのに対して、韓国側は日本政府から補償金をまとめて受取り、それを韓国人被害者に渡すという方法を主張したという²⁷。そして、日韓請求権協定合意議事録は次のように規定している。

「同条 1 にいう完全かつ最終的に解決されたこととなる両国及びその国民の財産、権利及び利益並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題には、日韓会談において韓国側から提出された『韓国の対日請求要綱』（いわゆる八項目）の範囲に属するすべての請求が含まれており、したがって、同対日請求要綱に関しては、いかなる主張もなしえないこととなることが確認された。」

また、請求権協定締結の翌年の 1966 年に韓国で制定された「[請求権資金の運用及び管理に関する法律](#)」第 5 条第 1 項は次のように規定した。

「大韓民国国民が有する 1945 年 8 月 15 日以前までの日本国に対する民間請求権はこの法に定める請求権資金の中から補償しなければならない。」

そして 1971 年の「[対日民間請求権申告に関する法律](#)」と 1974 年の「[対日民間請求権補償に関する法律](#)」によって、被徴用死亡者の遺族に対して死亡者一人当たり 30 万ウォン（約 19 万円）の補償金が支払われた。²⁸

これらの施策の実行過程で、特に被害者の実体的権利と外交保護権の関係が論じられた形跡は発見できない。1990 代までに政府による補償の範囲についていくつかの訴訟が提起されているが、それらのなかで、請求権協定は韓国政府の外交保護権の放棄を意味するに過ぎず個人の日本国に対する実体的請求権が存続するとの趣旨の主張が政府側から行われた事実も見いだせない。²⁹したがって、請求権協定により実体的権利が消滅したことを前提とする理解の下に施策が進められたものと考えられる。

また、1980 年代には BC 級戦犯問題、請求権協定 2 条 2 項で規定された在日韓国人の個人請求権などが未解決であるとの国会答弁があり、裏返せば、韓国政府はその他の個人請求権は請求権協定で解決済み（実体的権利の消滅）と理解していたと思われる。したがって、この時期までは加害国の日本政府は被害者の実体的権利は

²⁷ 高崎宗司「検証日韓会談」109 頁 ただし、同書でも指摘しているように、個人補償をするとの日本政府の提案が誠実なものであったとは考えられない。その後日韓請求権協定の適用を受けない在日韓国・朝鮮人戦争被害者への補償は放置され、「平和条約国籍離脱者戦没者遺族に対する弔慰金等支給法」により戦没者・重度戦傷者に日本人被害者と比較して著しく少額の弔慰金等を支給することにしたのは日韓請求権協定締結 35 年後の 2000 年のことであったことからみても、このことは明らかである。

²⁸ これらの施策は、対象者を被徴用死亡者に限定したこと、補償金額が少額であったこと、申告期間が短く申告漏れが非常に多かったことなどから、被害者の中に大きな不満を残す結果となった。

²⁹ [大法院 1970 年 11 月 30 日判決](#)、[同 1970 年 12 月 22 日判決](#)、[憲法裁判所 1996 年 10 月 4 日決定](#)、[同 1996 年 10 月 31 日決定](#)、[同 1996 年 11 月 28 日決定](#)、[同 1999 年 7 月 23 日決定](#)、[同 2000 年 3 月 30 日決定](#)

消滅していないと解釈し、被害国の韓国政府は消滅したと解釈していたことになり、両国の日韓請求権協定解釈は「ねじれて」いたことになる。

2 1990年代～2005年

上記の「ねじれ」がいつ解消されたのか明らかではない。報道によれば1997年の金大中政権の発足直後に外務部長官が日本軍「慰安婦」被害者に対する個人賠償を求める発言をしており、2000年10月9日には「両国政府の間では請求権問題は解決したが、請求権協定は個人請求権の訴訟などの裁判を提起する権利には影響を及ぼさない」旨の外交通商部長官答弁が行われ、遅くともこの時点までに韓国政府は日韓請求権協定で放棄されたのは外交保護権であると解釈を変更していたことが示されている。

3 民官共同委員会見解

前記のように「財産・権利・利益」と「請求権」を区別したのは、あくまでも日本独自の解釈とそれにもとづいて制定された国内法の問題に過ぎない。韓国では上記を包括して「個人請求権」又は「民間請求権」と称し、請求権協定の締結過程で何が論議されたかという立法意思解釈に重点が置いた議論が行われてきた。

このような立場からは、請求権協定締結の経緯を明らかにすることが不可欠である。そのために日本軍「慰安婦」被害者、強制動員被害者、原爆被爆者らが日韓会談関連文書の公開を韓国政府に求めたが、政府はこれを拒否した。そこで被害者らは2002年10月に韓国政府に対して文書公開拒否処分取消訴訟を提起し、2004年2月に一審で勝訴判決を得た。³⁰これに対して韓国政府（盧武鉉政権）は控訴を取り下げて記録を開示した。更にこれにともなう後続措置を協議する民官共同委員会を開催し、2005年8月26日に下記の見解が示された。民官共同委員会の共同代表は当時の首相であり、この見解は今日に至る韓国政府の日韓請求権協定の公式解釈である。³¹

「○韓日請求権協定は基本的に日本の植民地支配賠償を請求するためのものではなく、サンフランシスコ条約第4条に基づく韓日両国間の財政的・民事的債権債務関係を解決するためのものであった。

○日本軍慰安婦問題等、日本政府・軍・国家権力が関与した反人道的不法行為については、請求権協定により解決されたとみることとはできず、日本政府の法的責任が残っている。

-サハリン同胞、原爆被害者問題も韓日請求権協定の対象に含まれていない。」

³⁰ [ソウル行政裁判所 2004年2月13日判決](#)

³¹ 原文は「[国務調整室報道資料](#)」、日本語訳は日弁連ホームページ「[戦後補償のために日韓共同資料室](#)」

これは、サハリン残留韓国人、原爆被爆者問題は請求権協定締結に至る協議の対象とされていないゆえに請求権協定の解決には含まれず、「日本軍慰安婦問題等…反人道的不法行為」は協議の対象とされていないことに加え、人道に反する罪に該当する犯罪行為による被害に対する損害賠償であるという性格上当然に請求権協定の対象には含まれず、いずれも外交保護権も放棄されていないという趣旨であると理解することができる。³²

この見解では強制動員問題が日韓請求権協定の法的効力範囲に含まれるか否かについては明記されなかった。ただ、無償 3 億ドルの経済協力資金には「強制動員問題解決の性格の資金」等が包括的に勘案されており、韓国政府は「受領した無償資金中から相当金額を強制動員被害者の救済に使用すべき道義的責任がある」と記載されている。この記載の意味するところは必ずしも明らかではないが、一般的には日韓請求権協定の交渉過程で議題となっていた強制動員問題は日韓請求権協定の範囲内（外交保護権を放棄した）との趣旨であると理解されていた。³³

4 大法院判決

広島三菱重工、大阪の日本製鐵に強制動員された元被徴用労働者らは日本の裁判所で国と企業に対して損害賠償と未払賃金を請求して提訴し、最高裁での敗訴確定の前後に韓国の裁判所で日本企業に対して日本での訴訟と同じ趣旨の提訴をした。これに対して韓国の下級審は、時効、戦前の三菱・日本製鐵と現在の三菱・新日鉄との法人格の同一性否定、日本判決の既判力などを理由に被害者らの請求を棄却した。³⁴しかし、[大法院 2012 年 5 月 24 日判決](#)は上記の下級審判断をことごとく覆し、事件を原審（ソウル高等法院、釜山高等法院）に差し戻した。³⁵

この判決の理由中、日韓請求権協定の適用範囲についての判断を示した部分は次の通りである。

³² 本見解にも関わらず韓国政府がその後日本政府に対して日韓請求権協定第 3 条の定める紛争解決（「外交上の経路」及び「仲裁委員会」による解決）に乗り出さないのは違憲であるとして元日本軍「慰安婦」被害者らが憲法裁判所に憲法訴願を提起し、[憲法裁判所は 2011 年 8 月 30 日決定](#)において違憲決定を行った。この決定は膠着していた日本軍「慰安婦」問題の流動化に大きな役割を果たしたが、請求人も韓国政府も民官共同委員会見解を前提としており、日韓請求権協定について新たな解釈を付け加えるものではなかった。

³³ 「[日帝下日本軍慰安婦に対する生活安定支援法](#)」（1993 年）、「[太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者等支援に関する法律](#)」（2007 年）「[対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援に関する特別法](#)」（2011 年）、「[光州市、全羅南道、ソウル市、京畿道の勤労挺身隊被害者支援条例](#)」（2013 年、京畿道は未施行）など、強制動員被害者等に慰労金や生活安定資金を支給するための法律や条例が制定されたが、これらには「人道的見地から」などの文言が挿入され、日韓請求権協定によって日本政府から移転した補償責任を果たす趣旨ではないことが明らかにされている。

³⁴ [釜山地方法院 2007 年 2 月 2 日判決](#)、[釜山高等法院 2009 年 2 月 3 日判決](#)、ソウル高等法院 2009 年 7 月 16 日判決等

³⁵ 新日鉄（現新日鉄住金）事件差戻審では[ソウル高等法院 2013 年 7 月 10 日判決](#)で被害者一人当たり一億ウォン、三菱事件では[釜山高等法院 7 月 30 日判決](#)で被害者一人当たり 8000 万ウォンの賠償が認められ、両事件とも一審被告側が上告し、大法院に再び係属中である。

「請求権協定は日本の植民支配賠償を請求するためのものではなく、サンフランシスコ条約第4条に基づき韓日両国間の財政的・民事的債権債務関係を政治的合意により解決するためのものであり、請求権協定第1条により日本政府が大韓民国政府に支給した経済協力資金は第2条による権利問題の解決と法的対価関係があるとはみられない点、請求権協定の交渉過程で日本政府は植民支配の不法性を認めないまま、強制動員被害の法的賠償を根本的に否定し、このため韓日両国政府は日帝の韓半島支配の性格について合意に至ることができなかったが、このような状況で日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民支配と直結した不法行為による損害賠償請求権が請求権協定の適用対象に含まれていたとは解しがたい点等に照らしてみると、原告らの損害賠償請求権については、請求権協定で個人請求権が消滅しなかったのはもちろん、大韓民国の外交的保護権も放棄しなかったと解するのが相当である。」

このように、「反人道的不法行為や植民支配と直結した不法行為による損害賠償請求権」は日韓請求権協定の適用対象ではなく、外交保護権も放棄していないという判断を示したが、大法院判決はこの判断を民官共同委員会見解の解釈の形で提示している。すなわち、民官共同委員会見解が日韓請求権協定の対象外であるとした「日本軍慰安婦問題等、日本政府・軍・国家権力が関与した反人道的不法行為」とは「日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民地支配に直結した不法行為」を意味するものであり、「植民地支配に直結した不法行為」である強制動員の被害者の請求権も日韓請求権協定の範囲外であるというのである。しかし、実質的には民官共同委員会見解の「日本軍慰安婦問題等…反人道的不法行為」を大法院が「植民地支配に直結した不法行為」にまで拡張した新判断であり、一国の最高司法機関が「戦争責任」をこえて「植民地責任」を指摘した稀有の例であり、2001年のダーバン会議で示された「植民地責任」追及の国際的潮流を推し進める意義があるものというべきである。ただし、「植民地支配に直結した」と言っても、その範囲は一義的に明らかではなく、今後法的な議論の深化が必要である。

また、大法院判決はこの部分で、「予備的理由」を示している。すなわち、仮に原告らの請求権が請求権協定の適用対象に含まれるとしても（強制動員被害は「反人道的不法行為」等に含まれないとしても）、それは韓国の外交保護権が放棄されたにとどまり、個人請求権は消滅していないというのである。

大法院があえてこのような「予備的理由」を示したのは、三権分立に配慮し、強制動員問題についての外交保護権を放棄したのか否かについての最終判断を行政政府（韓国政府）に委ねる趣旨であろうと考えられる。

6 現在の韓国政府の見解

大法院判決の趣旨に対して、韓国政府がいかなる立場に立つのか現在のところ不明である。³⁶

大法院判決の立場を受け入れるのであれば、日本軍「慰安婦」問題も強制動員問題も日韓請求権協定の対象外であり、被害者個人の権利が存在しているだけでなく、韓国の外交保護権も放棄されていないという解釈をとっていることになる。

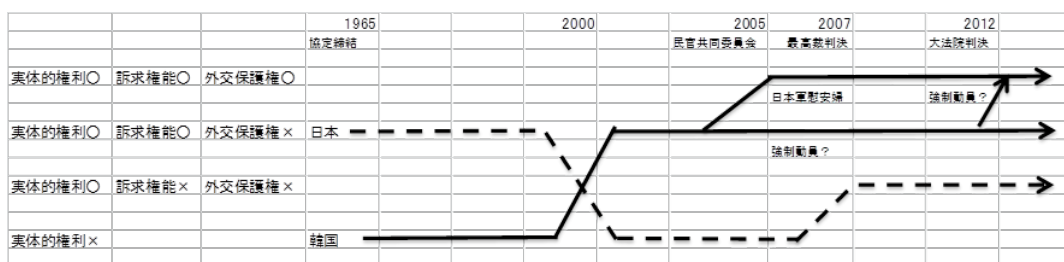
大法院判決の予備的理由の立場に立つのであれば、強制動員問題については日韓請求権協定の対象であり、被害者個人の権利は存続しているが、韓国の外交保護権は放棄されたという解釈をとっていることになる。

第3 まとめ

- 1 上記のように、日韓両国政府の日韓請求権協定解釈は著しく変遷してきた。日本政府のそれは、日本国民の補償請求を懸念する時期は「外交保護権放棄論」、外国の被害者からの賠償請求を受けてから10年間の逡巡期間を経て「権利消滅論」又は「裁判による訴求権能消滅論」へと180度転換したものであり、日本政府の責任を回避するための意図的な変遷であった。

韓国政府は軍事政権から金泳三政権までは日本政府と被害者に挟まれながら動揺し、その後徐々に被害者の声に押されて被害者の権利を拡大する方向に変遷してきたといえることができる。

図1 日韓両国政府の解釈変遷模式図



2 現在の日韓両政府の日韓請求権協定解釈の比較

ところで、現在の両国政府（及び両国の司法府）の解釈では、日本軍「慰安婦」問題及び強制動員問題について、日韓請求権協定によって被害者個人の賠償請求権（実体的権利）が消滅したものではないということについては完全に一致している。

そうすると、争点は外交保護権の放棄の有無と裁判上訴求する権能の有無の二点である。

³⁶ 「慰安婦問題」「歴史問題」の解決を日本政府に求める韓国政府、大統領の発言は報じられるが、「強制動員問題」と特定した発言は報じられていないようである。

このうち、裁判上の訴求権能についてはすでに日本の裁判所による解決の可能性は消滅しており、過去の争点である。³⁷したがって、争点は外交保護権の有無に絞られていることになる。しかも、仮に韓国政府が大法院判決の予備的理由の立場（強制動員問題は日韓請求権協定の対象に含まれる）に立つとすると、強制動員問題については外交保護権の有無という最後の争点も存在しないことになる。また、外交保護権の放棄の有無は外交交渉の場では重大な争点であり、協定第3条に定められた手続によって解決していくべきであるが、被害者個人と企業・国との間の交渉等においては直接関係のない問題である。

図2 日韓請求権協定をめぐる日韓政府解釈の相違

（日本軍「慰安婦」問題、大法院判決の立場による強制動員問題）

	日本政府	韓国政府
被害者の実体的権利	○	○
外交保護権	×	○
裁判上の訴求権能	×	○

（大法院判決「予備的理由」の立場による強制動員問題）

	日本政府	韓国政府
被害者の実体的権利	○	○
外交保護権	×	×
裁判上の訴求権能	×	○

このように整理すると、日韓両国政府の日韓請求権協定解釈の対立は、実は一般に言われているほど大きなものではないことが分かる。仮に全て日本側の解釈に拠るとしても、韓国人被害者は「被害があっても裁判によって訴求することができず」「被害回復のために韓国政府の外交保護を受けることができない」人びとである。このような人びとに日本政府や日本企業が自発的に、又は被害者の裁判外の要求に応じ、謝罪し賠償することに法的・道義的に何の妨げもない。したがって、日韓請求権協定はいかなる意味でも被害者の権利回復の法的な障碍になっているわけではなく、日韓請求権協定による解決論は一種の「言い逃れ」に過ぎない。日本政府と企業はこのような議論をやめ、被害の事実と誠実に向き合い、被害の回復（謝罪と賠償）の具体的方法を議論すべきである。

追記

2015 年末に日本軍「慰安婦」問題について日韓両国政府が合意し、韓国における

³⁷ 最高裁判決の論理によれば、韓国の裁判所において訴求する権能も消滅したことになると思われるが、これが現実の争点になることは考えにくい。「慰安婦」問題について「解釈上の紛争は存在しない」として請求権協定3条の解決手続に入ることを回避している日本政府が、あえてこの問題を請求権協定3条の仲裁手続に付すことはありえない。

財団の創設、日本政府の 10 億円の拠出などによりこの問題は「最終的かつ不可逆的に」解決されたとの声明が発表された。合意のプロセスから被害者を完全に排除するなど多くの問題があり、とうてい被害者の納得する解決に導く合意とはいえないが、少なくとも日本政府がこのような措置をとることについて日韓請求権協定が何の障碍にもならないことを実証したものと言うことができる。最高裁判決の趣旨に従えば、韓国の日本軍「慰安婦」被害者に限らず、強制動員被害者や韓国以外の性暴力、強制連行被害者の実体的権利も消滅していないことは明らかであり、今後これらの被害者についても何らの措置がとられるべきである。

また、この「合意」は両国とも国会の批准を予定しない一種の行政協定である上、前出の韓国大法院判決が条約について「国家が条約を締結して外交的保護権を放棄するにとどまらず、国家とは別個の法人格を有する国民個人の同意なく国民の個人請求権を直接的に消滅させることができると解するのは近代法の原理と相いれない」と述べている以上、日本軍「慰安婦」被害者個人の賠償請求権（実体的権利）がこのような政府間の「合意」により消長を来すことはありえない。したがって、「最終的かつ不可逆的に解決」との文言は最大限に見ても韓国政府の外交保護権放棄を意味するに過ぎないことは明らかである。

[→HOME](#)